

		施設	施設	施設	施設	施設	施設	(ng-TEQ/g)
廃棄物焼却炉	329	288	254	34	4	6	24	0 ~ 76

(備考)

- 1 「施設数」とは、届出のあった平成13年1月14日現在の特定施設の数であり、岡山市の区域に設置される特定施設は含まない。
- 2 「測定対象施設」とは、休止等による稼働実績のない施設、平成13年1月14日現在において稼働後1年を経過しない施設等を除いたものをいう。
- 3 「測定実施施設」とは、平成13年6月30日までに測定を終えたものをいう。
- 4 「測定未実施施設」とは、平成13年6月30日までに、測定結果が得られていないものをいう。
- 5 「分析中施設」とは、測定未実施施設のうち、平成13年6月30日までに試料の採取を行って分析中であるものをいう。
- 6 「廃止施設」とは、測定未実施施設のうち、平成13年1月15日から6月30日までの間に廃止の届出がなされた施設をいう。
- 7 「要指導施設」とは、測定の実施について指導を要するものをいう。

2 測定結果の概要

- (1) 法施行日(平成12年1月15日)前に設置された施設については、排出ガス、排出水、ばいじん及び燃え殻のいずれについても、平成13年1月14日までの時点では、排出基準等の適用はなされていません。
- (2) 排出ガス
既設の施設で、平成13年1月15日以降に試料採取した施設については排出基準が適用されるが、すべて廃棄物焼却炉に対して適用される排出基準値(80 ng-TEQ/m³)を遵守しています。
- (3) 排出水
すべての施設が平成13年1月14日までに試料採取を終えており、排出基準は適用されません。
- (4) ばいじん及び燃え殻
ばいじん及び燃え殻に含有されるダイオキシン類の基準は設定されていません。また、既設の施設については、埋立処分等を行う場合の処理基準(3 ng-TEQ /g)は、平成14年11月30日までの間は適用されません。

3 今後の対応

- (1) 測定を実施していない事業者に対しては、早急に自主測定を実施し、結果を報告するよう指導を強化します。
- (2) 排出ガス中のダイオキシン類濃度が高かった廃棄物焼却炉については、施設の改造、焼却物の選別、焼却量の適正化等を実施することにより、ダイオキシン類を低減させるよう、事業者を強力に指導します。

4 その他

別紙一覧表については、生活環境部環境管理課及び各地方振興局県民環境課において閲覧に供することとしています。